

# 特定労務管理対象機関指定申請に係る提出書類一覧

別添3

区分	特定地域医療提供機関 (B水準)	連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	技能向上集中研修機関 (C-1水準)	特定高度技能研修機関 (C-2水準)
申請書	特定地域医療提供機関指定申請書 (様式1)	連携型特定地域医療提供機関指定申請書 (様式2)	技能向上集中研修機関指定申請書 (様式3)	特定高度技能研修機関指定申請書 (様式4)
添付書類	<p>○様式5-1                      「別添2」の1のうち、(1)のア、(2)のア、(3)のアの(ア)、(3)のイのうち北海道医療計画第8章別表5に明示されている医療機関、(3)のウのうち北海道医療計画第8章別表7に明示されている医療機関、(3)のエの(ア)、(3)のオの(ア)、(3)のカの(ア)、(3)のキの(ア)に該当する医療機関については提出不要</p>	<p>○様式6                      「別添2」の1のうち、(1)のア、(2)のア、(3)のアの(ア)、(3)のイのうち北海道医療計画第8章別表5に明示されている医療機関、(3)のウのうち北海道医療計画第8章別表7に明示されている医療機関、(3)のエの(ア)、(3)のオの(ア)、(3)のカの(ア)、(3)のキの(ア)に該当する医療機関については提出不要</p>	<p>○様式7                      ○当該水準を適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム                      (臨床研修プログラムは提出不要)</p>	<p>○様式8                      ○厚生労働省審査組織に申請した医療機関申請書                      ○当該水準適用の該当者の技能研修計画                      (指定後すぐに該当者がいる場合)                      (医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類)                      ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (教育研修環境関係)                      ○厚生労働省審査組織による審査結果の通知書 (技能研修計画関係)                      (指定後すぐに該当者がいる場合)                      (医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類)</p>
書類	<p>○様式5-2                      (医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類)</p>	<p>(医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類)</p>	<p>(医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類)</p>	<p>(医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類)</p>
書類	( 共通書類 )			
書類	<p>○令和6年度に係る医師労働時間短縮計画 (案)</p>			
書類	<p>○医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書                      (医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類)                      (医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類)</p>			
書類	<p>○誓約書 (様式9)                      (医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類)</p>			

※審査のため、上記以外にも書類提出を依頼する場合があります。

# 特定労務管理対象機関の指定等について（地域医療課ホームページ）

HOME > 医務部 > 地域医療推進部/地域医療課 > 医師の働き方改革について

北海道  
2655 トップ

カテゴリから探す  
職種から探す  
防災情報

Google

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

## 医師の働き方改革について

ホームページ 医師の働き方改革について

## 医師の働き方改革について

### 特定労務管理対象機関の指定等について

令和5年度（2023年度）における指定申請方法等

#### (1) 受付開始日

令和5年（2023年）4月1日

#### (2) 申請方法

ア 郵送（紙媒体）

(ア) 送付先：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道 地域医療推進部 地域医療課 医師確保係

(イ) 送付回数：1回

イ オンライン（医療機関情報システム（G-NIS））

(ア) ログインページ：<https://www.med-login.nihv.go.jp/is/login/>

(イ) 自院のアカウントを使用してください。

#### (3) 申請期間及び指定時期

令和5年度（2023年度）については、3回に分けて指定を行うこととし、それぞれ認定する申請期間までに受理したもののについて、指定手続きを行います。

区分	申請期間	指定時期
1回目	令和5年（2023年）6月30日（金）	令和5年（2023年）8月下旬
2回目	令和5年（2023年）9月29日（金）	令和5年（2023年）12月下旬
3回目	令和5年（2023年）11月30日（水）	令和6年（2024年）2月下旬

※ 令和5年度特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール（別添1） [\[PDF 586KB\]](#)

#### (4) 指定対象医療機関及び指定要件

[別添2](#) [\[PDF 782KB\]](#)

#### (5) 提出書類

ア 提出書類一覧 [\[別添3\]](#) [\[PDF 528KB\]](#)

イ 提出書類様式 [\[別添4\]](#) [\[ZIP 229KB\]](#)

○ **A水準を予定している医療機関は、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、自己点検をお願いします。**

- ・ A水準を予定し、現在、宿日直許可の取得に向けた準備を進められている医療機関におかれては、許可が取得できなかった場合の医師の労働時間を確認の上、特定労務管理対象機関の申請の必要性について、改めて、ご点検ください。

○ **特例水準の適用を予定している医療機関は、追加的健康確保措置のシミュレーションの実施をお願いします。**

- ・ 特定労務管理対象機関の申請を予定している医療機関におかれては、実際に勤務計画を作成することとなった段階で、診療機能を縮小しなければシフトが組めないといったことが生じないよう、勤務間インターバルを前提とした勤務計画を作成の上、円滑に動くかどうかのシミュレーションの実施をご検討ください。

# 医療機関の皆様へのお願い②

【医療機関勤務環境評価センター資料】

## ○ 特定労務管理対象機関の指定に向け早期の準備をお願いします。

- 医療機関勤務環境評価センターの評価については、現時点でも、必要書類を提出してから評価結果が通知されるまで、最低4か月を要するとされていますが、今後、評価受審が集中した場合、さらに時間を要することが懸念されますので、早期の評価受審に向け、宿日直許可の取得や医師労働時間短縮計画の策定など、準備を進めていただくようお願いいたします。

### 評価センター受審申込 受付状況

令和5年6月19日現在

都道府県名	申込件数
北海道	9
青森県	1
岩手県	4
宮城県	5
秋田県	0
山形県	0
福島県	0
茨城県	2
栃木県	6
群馬県	0
埼玉県	16
千葉県	9
東京都	22
神奈川県	17
新潟県	1
富山県	0
石川県	3
福井県	2
山梨県	1
長野県	3
岐阜県	5
静岡県	8
愛知県	12
三重県	2

都道府県名	申込件数
滋賀県	3
京都府	4
大阪府	20
兵庫県	8
奈良県	1
和歌山県	0
鳥取県	1
島根県	2
岡山県	4
広島県	2
山口県	1
徳島県	1
香川県	2
愛媛県	1
高知県	5
福岡県	19
佐賀県	1
長崎県	0
熊本県	3
大分県	2
宮崎県	1
鹿児島県	4
沖縄県	3

合計	216
----	-----

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

## 医師の働き方改革の制度について

いきいき働く医療機関サポータルWeb（厚生労働省Webサイト）

<https://iryu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

制度に関するFAQも掲載されています

## 特定労務管理対象機関の指定手続きに関することについて

医師の働き方改革について（北海道保健福祉部地域医療課Webサイト）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/hatarakikata.html>

## 労務管理や医師の働き方改革に関連する個別相談について

北海道医療勤務環境改善支援センター

別添チラシ参照

# 北海道 医療勤務環境 改善支援センター

北海道労働局が設置する相談センターは、  
労働者や医師の権利を擁護し、  
北海道労働局が設置する相談センターは、  
労働者や医師の権利を擁護し、

- 医師の働き方改革
- 特例水準 / 時短計画
- 職場の勤務環境改善

相談無料

北海道医療勤務環境改善支援センターでは、医師の時間外労働の上限規制への対応や宿日直の申請等に関する無料相談のほか、北海道内の医療機関にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりなどの支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください /

医療機関のニーズに応じて、  
専門のアドバイザーが  
相談・個別支援を行います。



医療労務管理アドバイザー

主に社会保険労務士の資格を持つアドバイザーです。労務管理や医師の働き方改革に関する相談に対応します。



産業経営アドバイザー

主に産業経営コンサルタントの認定登録を行っているアドバイザーです。

◎ ご相談は 電話・メール・FAX・ホームページから

相談 申込 FAX	医療機関名	TEL ( ) -	
	担当者名	MAIL	
	相談内容	<input type="checkbox"/> 労務管理 <input type="checkbox"/> 業務改善 <input type="checkbox"/> 医師の働き方改革 <input type="checkbox"/> 院内研修 <input type="checkbox"/> その他	
北海道医療勤務環境改善支援センター			
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館3階 一社) 北海道総合研究調査会(院幹   HIT) 内			
TEL	011-200-4005	MAIL	iryo-center@hit-north.or.jp
FAX	011-222-4105	HP	http://iryoukimukankyo.sakura.ne.jp/hp/

開所時間 | 平日 9:00 ~ 17:00 ※土日祝・夏期・年末年始休業日を除く

## 1 医療機関における基本的な労務管理に関する相談対応

2024年4月からは、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

医療機関においては、医師の労働時間を計画的に短縮するための取組が求められています。

### 基本的な労務管理に関する相談

- ・医師や職員の労働時間の把握について
- ・宿日直の申請について
- ・36協定の締結について
- など

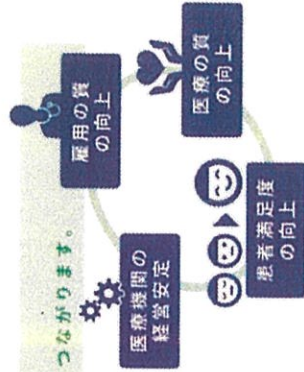
### 医師の働き方改革に関する相談

- ・時間外労働の上限規制への対応について
- ・勤務間インターバルについて
- ・特定労務管理対象機関の申請について
- ・「医師労働時間短縮計画案」の作成について
- など

## 2 医療機関の勤務環境改善に向けた個別支援

働きやすい職場づくりを行うことで、  
人材の定着 医師の質の向上 経営の安定につなげられます。

- ・ハラスメントの予防や院内の体制づくり
- ・職員の定着率向上に向けた取組
- ・キャリアアップ・スキルアップのための仕組みづくり
- ・看護師やコメディカルの働き方や業務改善
- ・病院のニーズに応じた院内研修の企画・運営、講師の派遣
- など



## 3 医療機関の勤務環境改善を目的とした各種研修の企画・運営

全道の医療機関を対象とした各種研修を企画・運営しています。  
開業内は各医療機関に郵送・センターのホームページに掲載します。

### 令和5年度の研修予定

医師の働き方改革への意識セミナー (A)	・全道12か所で開催 札幌、小樽、苫田、旭川、名寄、帯広、釧路、北見、苫小牧、室蘭、函館
特定労務管理対象機関の指定手続きと追加の労務確保措置に関するセミナー (B)	・令和5年6月～8月にかけて順次開催予定 ・特定労務管理対象機関の指定の手続きやスケジュール、指定後に実施する追加の労務確保措置について ・令和5年6月～7月頃、札幌市内で開催予定
医療機関における働き方改革の取組事例報告セミナー (C)	・医療機関の勤務環境改善にかかる具体的な取組事例を紹介 ・令和5年2月～3月頃、札幌市内で開催予定

北海道医療勤務環境改善支援センターは北海道が設置し、(一社)北海道総合研究調査会に運営されています。  
北海道労働局は「医療勤務環境改善支援センター」の運営事務局を併設している。(一社)北海道総合研究調査会に加盟しています。